

東北町 移住・定住促進新築住宅取得支援事業

まちへの移住・定住の促進を図るため住宅等を取得し居住する方を支援します

◆ 補助金額

補助対象	補助率	補助基本額 (上限額)	加算額	
①新築住宅の建築費	対象経費の 1/10 以内	30万円	①若年者世帯加算	20万円
②建売住宅の購入費			②転入者世帯加算	100万円
※購入は、建築後、 未利用の住宅			③転入者子育て世帯 加算(1人につき)	10万円

- 居住を目的として新築又は購入等により取得した住宅(専用住宅・併用住宅)が対象となります
- 併用住宅の場合、居住に供する部分の床面積が延床面積の1/2以上の部分が対象となります

◆ 加算要件

※年齢の基準日は、原則、4月1日となります

加算区分	加算要件
①若年者世帯加算	申請者本人が40歳未満に該当する世帯 申請者本人が婚姻している場合は、申請者本人又は配偶者が40歳未満に該当する世帯
②転入者世帯加算	世帯員全員が町外から転入した世帯であって、申請者本人が40歳未満に該当する世帯 世帯員全員が町外から転入した世帯であって、申請者本人が婚姻している場合は、申請者本人又は配偶者が40歳未満に該当する世帯
③転入者子育て世帯加算	町外から転入した世帯であって、18歳未満の子どもがいる世帯 ※加算対象者は、18歳未満の子どもが対象となります

- 転入者世帯は、申請する年度の4月1日を基準日として2年前の4月1日以降に転入した世帯

◆ 補助要件

- ★ 申請者又は配偶者のいずれかの名義で所有権保存登記し、取得した住宅に居住すること
- ★ 町内会に加入すること
- ★ 申請者及び世帯員全員に市区町村税等の滞納がないこと
- ★ 入居した日から5年以上継続して定住する意思があること
- ★ 同様の趣旨の補助金の交付を受けていないこと



(QRコード)

【お問合せ先】 東北町 企画課 TEL 0176-56-3111

事業内容や様式等はQRコードから東北町ホームページをご確認ください